

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

基山町は、個人住民税関係に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の個人情報管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

佐賀県基山町長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	基山町では、地方税法に基づき、原則として1月1日現在で基山町に住所があり、前年に一定以上の所得があった方に対して、個人町民税を課税する。税額は広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割との合計額となる。なお、個人の町民税は、個人の県民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。 ①課税に向けて、1月1日時点の住民を把握したり課税資料を整備 ②前年所得の申告を受け付け ③課税資料(申告書や給与支払報告書、年金支払報告書など)を合算、内容チェック ④整備された前年の所得・控除の内容から町民税・県民税を計算 ⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑥普通徴収・特別徴収(給与からの天引)・年金特別徴収(年金からの天引)の方法により徴収 ⑦所得は正や徴収方法の変更があった場合は再計算し納税義務者へ通知を行う。
③システムの名称	1. Acrocity個人住民税 2. 申告受付支援システム 3. MICJET番号連携サーバ 4. 中間サーバ 5. 統合宛名システム 6. 地方税電子申告支援審査サービス 7. eLTAXシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の16の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 (1)番号法第19条8号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第8号、別表第二の27の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	基山町税務課 〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地 TEL 0942-92-7918
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	基山町税務課 〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地 TEL 0942-92-7918

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	評価書名	個人住民税関係事務	個人住民税に関する事務	事後	
令和1年6月27日	法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16項 並びに内閣府・総務省令第16条	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の16の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	
令和1年6月27日	②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二の第27項 並びに内閣府・総務省令第20条 【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第45条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条	【情報提供の根拠】 (1)番号法第19条7号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第7号、別表第二の第27項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	請求先	税務課	基山町税務課 〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666番地 TEL 0942-92-7918	事後	
令和1年6月27日	1. 対象人数 いつ時点の計 数か	平成27年5月30日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月27日	2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	平成27年5月30日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和3年9月1日	③システムの名称	1. Acrocity個人住民税 2. 申告受付支援システム 3. MICJET番号連携サーバ 4. 中間サーバー 5. 統合宛名システム 6. 地方税電子申告支援審査サービス	1. Acrocity個人住民税 2. 申告受付支援システム 3. MICJET番号連携サーバ 4. 中間サーバー 5. 統合宛名システム 6. 地方税電子申告支援審査サービス 7. eLTAXシステム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 (1) 番号法第19条7号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 (1) 番号法第19条第7号、別表第二の27の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するた	【情報提供の根拠】 (1) 番号法第19条8号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 (1) 番号法第19条第8号、別表第二の27の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するた	事前	
令和3年9月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和3年7月31日 時点	事前	
令和3年9月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和3年7月31日 時点	事前	